

設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領

（趣 旨）

第1条 この試行要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事について、「設計・施工一括発注方式」を試行するにあたり必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この要領において「設計・施工一括発注方式」とは、設計・施工分離の原則の例外として、建設工事の入札前に設計提案、施工方法及び詳細設計等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その技術提案を基に入札する方式で次のものをいう。

- （1）概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。
- （2）基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

（対象工事）

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札に付する工事で、次に該当するものとする。

- （1）「性能発注方式」については、高度または特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの。
- （2）「詳細設計方式」については、製造業者や施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

（工事の選定等）

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、別に定める「公共工事技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

- 2 前項の選定等の結果については、各部局の定める競争入札審査会設置要領に基づき競争入札審査会に通知するものとする。

（提案の募集）

第5条 提案の募集にあたっては、入札公告に、次の事項を明示するものとする。

- （1）当該入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
- （2）発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。

- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
- (5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(技術提案書の提出)

第 6 条 入札参加希望者は、一般競争入札にあつては競争参加資格確認申請書、一般競争入札（事後審査型）にあつては競争参加申請書の提出の際に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書（様式 1 ～ 7 号）を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。

- (1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。
- (3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

第 7 条 技術提案の審査は、審査委員会が行うものとする。

2 審査にあつては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

3 審査委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を競争入札審査会に通知するものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

第 8 条 発注機関の長は、技術提案の採否について、技術提案の採否通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(入札公告)

入札公告

1 1の(3)工事概要に次のことを記載する。

概略の仕様、基本的な性能・設計 (性能発注方式)
基本設計 (詳細設計方式)

2 1の工事概要の(5)の次に下記の事項を追加する。

(6)設計・施工一括発注方式の試行工事

1.本工事は、発注にあたって発注機関が設計等の提案を求め、審査することにより業者等の持つ設計・施工技術を一体的に活用する設計・施工一括発注方式の試行工事である。

3 4入札手続き等又は4入札参加者の決定等の次に下記の事項を追加する。

5 設計・施工一括発注方式の試行工事

(1)技術提案は、発注機関が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき工事施工に必要な実施設計及び施工方法等について求めるものである。

(2)技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合がある。

(3)技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(4)発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではない。

(5)入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書(事後審査型にあっては競争参加申請書)の提出の際に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書(様式1~7号)を提出すること。

(6)前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱う。

技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

技術提案書の返却及び公表は行わない。

技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めない。

(7)技術提案が採用された者は、特別の理由がない限り当該提案に基づく入札を行うものとする。

設計・施工一括発注方式（価格競争型）事務手順

（入札前の事務）

1．A．工事の概略仕様、基本性能・設計

設計積算担当者は、発注予定工事の概略仕様、基本性能・設計の整備をする。

B．設計書の作成（詳細設計が存在する場合：入札時VE類似方式）

設計積算担当者は、設計書の作成を通常のとおり行い施行の起案をする。

2．審査委員会の開催

委員長は、工事の発注前の段階（1のA）、または、設計書の審査段階（1のB）で、当該工事が対象工事として検討すべきと認る工事の場合は審査委員会を開催する。

対象工事（要領第3条）

一般競争入札に付す工事で、性能発注方式または詳細設計方式とすることが適当であると考えられるもの。

3．概略仕様・基本設計の特定（要領第2条）

工事が対象工事となった場合は、審査委員会は概略仕様、基本性能・設計の特定を行う。

（1）性能発注方式を前提とする場合は、当該工事の概略の仕様や基本的な性能・設計を特定する。

（2）詳細設計方式を前提とする場合は、当該工事の基本設計を特定する。

なお、（1）と（2）を必ずしも厳密に区分する必要は無い。

4．技術提案を求める範囲の決定（要領第4条）

審査委員会は、概略仕様、基本性能・設計が特定された後は、技術提案を求める範囲を決定する。

（入札公告）

5．入札公告への明示（要領第5条）

対象工事を選定し、技術提案を求める範囲が決定すれば、提案の募集のために入札公告に、第5条の（1）から（5）および第6条2項の内容を明示するとともに、概略仕様または基本性能・設計を明確にする。

（技術提案の受付・審査）

6．技術提案書の受付・審査（第7条2項）

発注機関の長は、入札参加希望者から競争参加資格確認申請書（事後審査型にあっては競争参加申請書）と併せて技術提案書（様式1～7号）が提出されたときは受け付け、速やかに審査委員会に送付し、審査委員会は設計案及び施工方法案等に基づいて工事目

的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等(チェックリスト参照)を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

7．技術提案の採否を決定(第7条3項)

審査委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を競争入札審査会に通知するものとする。

原則として技術提案が採用となった業者は参加資格を得るものとする。

8．提案者に対する採否の通知等(第8条)

発注機関の長は、提案者に対し技術提案の採否(様式第8号)を通知するものとする。採用しないときは理由を付記する。

(予定価格の作成)

9．設計書・予定価格の作成

提出された技術提案をもとに設計書を作成(1のA)、および再設計(1のB)する。提案内容に対しては基準歩掛り等で対応できるものについては極力対応し、それ以外は見積もりにて対応する。

なお、(1のA)では、技術提案ごとに予定価格を作成する必要がある。

また、(1のB)で、提案内容が複数・広範囲にわたりそれぞれを統括的に採用することが効果的な場合で、技術提案内容が他社にも施工可能と見なされる場合は1つの設計と予定価格とすることができる。この場合、入札時VEと類似の入札となる。

(入札)

10．価格競争型入札の実施

技術提案が採用され競争入札審査会の結果をうけて入札参加資格を得た者は、特別な理由(入札時VE類似方式)が無い限り当該技術提案に基づき入札を行う。

価格競争において最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

設計・施工一括発注方式（価格競争型）チェックシート

（いずれかに を記入する）

番号	評価項目	内 容	適	否
1	確実性	入札参加希望者から提出された技術提案に確実性がある。		
2	安全性	安全に施工できることが確認できる。		
3	基本性能	概略の仕様や基本的な性能・設計が満たされている。		
4	機能品質	機能と品質が満たされている。		
5	普及状況	通常の工事では一般的でない。		
6	施工実績	同種工事の施工実績が確認された。 (様式2号)		
7	設計技術	設計技術者の資格等について確認された。 ("3号)		
8	配置技術	配置予定技術者の資格・工事経験等が確認された。 ("4号)		
9	技術比較	技術提案の比較検討が妥当である。 ("5号)		
10	提案内容	技術提案内容の技術的所見が確認された。 ("6号)		
11	技術取扱	技術提案の取扱いにおいて妥当である。 ("7号)		
12				
13				
14				
15				
16				

備考) 上記の全ての項目において「適」となった場合に提案を採用する。
個別欄には、必要に応じて工事毎にチェック項目を追加する。